

基 発 0307 第 3 号
令 和 6 年 3 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働保険事務組合事務処理手引の一部改正について

労働保険事務組合に関する事務の取扱いについては、令和4年9月26日付け基発0926第2号「労働保険事務組合事務処理手引の一部改正について」等により取り扱ってきたところであるが、今般、本手引の一部を別添のとおり改正したので、事務処理に遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、主な改正事項及びその実施時期については、下記のとおりである。

記

- 1 主な改正事項について
令和5年度確定保険料の算定方法等を踏まえ、修正したこと。
- 2 実施時期
上記1については、令和6年4月1日から実施する。

新旧対照表

改正後	現行
<p>第1編 事務処理</p> <p>第3章 事務組合設立時の申告書作成等に係る事務処理</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 保険料等申告書に伴う書類の作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「申告書内訳」の作成</p> <p>イ 「申告書内訳」(甲)は、次の方法により作成する。</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p>(チ) 「⑦(労災保険の)賃金総額欄の(一)欄」には、「賃金等の報告」の⑭の①欄(一般)の額、(特)欄には、「賃金等の報告」の⑬の①欄(特別加入)の額をそれぞれ記載する。</p> <p>(リ) (略)</p> <p>(ヌ) 「⑩(雇用保険の)賃金総額」欄には「賃金等の報告」の⑭欄の⑫の額を(イ)に記載し、下段の(ハ)には(イ)の額を記載する。</p> <p>(ル) (略)</p> <p>(ヲ) 「⑱ 雇用保険」欄には、上段(点線の上の部分)には適用される雇用保険率を記載する。下段(点線の下の部分)には、⑩の(ハ)欄の額に上段の料率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を記載する。</p>	<p>第1編 事務処理</p> <p>第3章 事務組合設立時の申告書作成等に係る事務処理</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 保険料等申告書に伴う書類の作成</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「申告書内訳」の作成</p> <p>イ 「申告書内訳」(甲)は、次の方法により作成する。</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p>(チ) 「⑦(労災保険の)賃金総額欄の(一)後期欄」には、「賃金等の報告」の⑭の①欄(一般)の額及びその対象期間(上記記載期間と異なる場合)、(特)欄には、「賃金等の報告」の⑬の①欄(特別加入)の額をそれぞれ記載する。</p> <p>(リ) (略)</p> <p>(ヌ) 「⑩(雇用保険の)賃金総額」欄の後期欄には「賃金等の報告」の⑭欄の⑫の額及びその対象期間(上記記載期間と異なる場合)を記載する。</p> <p>(ル) (略)</p> <p>(ヲ) 「⑱ 雇用保険」欄には、上段(点線の上の部分)には適用される雇用保険率を記載する。下段(点線の下の部分)には、⑩欄の額に上段の料率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を記載する。</p>

(ワ)、(カ) (略)

第5章 年度更新時の申告書作成等に係る事務処理

1 (略)

2 年度更新時の申告書に伴う書類の作成

(1)「賃金等の報告」の作成

イ～チ (略)

リ 「⑪ 年度確定賃金総額」欄には、1 保険年度の4月1日から3月31日 (年度の中で労働保険事務を委託したものについては、その委託年月日以降から3月31日まで) までに使用した労災保険対象労働者数 (各月の末日 (賃金締切日がある場合には各月の末日の直前の賃金締切日) の数) と、雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により記載し、その合計 (㊸欄及び㊹欄には㊸欄及び㊹欄の1, 000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記載し、㊸+㊹欄には㊸欄の額に㊹欄の額を加えた額を記載し、㊺欄には㊸欄の額を記載する。)をそれぞれの欄に記載する。

なお、合計額の1ヵ月平均使用労働者数及び1ヵ月平均被保険者数については、次により記載する。

(イ)、(ロ) (略)

ヌ、ル、ヲ (略)

(ワ)、(カ) (略)

第5章 年度更新時の申告書作成等に係る事務処理

1 (略)

2 年度更新時の申告書に伴う書類の作成

(1)「賃金等の報告」の作成

イ～チ (略)

リ 「⑪ 年度確定賃金総額」欄には、令和4年4月1日から9月30日 (以下「令和4年度前期」という。年度の中で労働保険事務を委託したものについては、その委託年月日以降から令和4年9月30日まで) 及び令和4年10月1日から令和5年3月31日 (以下「令和4年度後期」という。年度の中で労働保険事務を委託したものについては、その委託年月日以降から令和5年3月31日まで) までに使用した労災保険対象労働者数 (各月の末日 (賃金締切日がある場合には各月の末日の直前の賃金締切日) の数) と、雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により記載し、その合計 (㊸´欄、㊹´欄、㊺´及び㊻´欄には、㊸欄、㊹欄、㊺欄及び㊻欄の1, 000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記載し、㊺欄及び㊻欄には、㊸欄と㊹欄の額を合算した額及び㊺欄と㊻欄の額を合算した額 (1, 000円未満の端数は切り捨てる) を記載する。)をそれぞれの欄に記載する。

なお、合計額の1ヵ月平均使用労働者数及び1ヵ月平均被保険者数については、次により記載する。

(イ)、(ロ) (略)

ヌ、ル、ヲ (略)

(2)「申告書内訳」の作成

イ～ハ (略)

ニ 「申告書内訳」(甲)は、次により作成する。

(イ)～(チ) (略)

(リ)「⑦ 賃金総額」欄の(一)欄には、「賃金等の報告」の⑪の⑥欄(一般)の額、(特)欄には、「賃金等の報告」の⑫の⑥欄(特別加入)の額をそれぞれ記載する。

(ヌ) (略)

(ル)「⑨ 保険料」欄の(一)欄には、⑦の(一)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記載し、(特)欄には、⑦の(特)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記載し、(計)には(一)欄と(特)欄を合算した額を記載する。

なお、申告書内訳(甲)の様式に従い、一般の労働者の労災保険料と雇用保険料を別々に計算した場合、労災保険率が「0.5厘」単位の料率であるときは、「1円」の差額が発生することがある。このような場合は、労災保険料に「1円」を加算する。

(2)「申告書内訳」の作成

イ～ハ (略)

ニ 「申告書内訳」(甲)は、次により作成する。

(イ)～(チ) (略)

(リ)「⑦ 賃金総額」欄の上段の「(一)前期」欄には、「賃金等の報告」の⑪の③欄の額、中段の「(一)後期」欄には、「賃金等の報告」の⑪の⑥欄の額、下段の「(一)通年」欄には、「賃金等の報告」の⑪の⑥欄の額、(特)欄には、「賃金等の報告」の⑫の⑥欄(特別加入)の額をそれぞれ記載する。

(ヌ) (略)

(ル)「⑨ 保険料」欄の「(一)前期」欄には、⑦の「(一)前期」欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てない)を、「⑨ 保険料」欄の「(一)後期」欄には、⑦の「(一)後期」欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てない)をそれぞれ記載し、「⑨ 保険料」欄の「一計」欄には、⑨の「(一)前期」欄の額と「(一)後期」欄の額を合算した額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)又は「(一)通年」欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記載する。(特計)欄には、⑦の(特)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記載する。

なお、申告書内訳(甲)の様式に従い、一般の労働者の労災保険料と雇用保険料を別々に計算した場合、労災保険率が「0.5厘」単位の料率であるときは、「1円」の差額が発生することがある。このような場合は、労災保険料に「1円」を加算する。

(フ)「⑩ 賃金総額」欄には、「賃金等の報告」の⑪欄の④の額を(イ)に、⑥の額を(ハ)に記載する。

(ワ)「⑪ 雇用保険率」欄には、適用される雇用保険率を記載する。

(カ)「⑫ 一般保険料」欄には、⑩の(ハ)欄の額に⑪欄の料率を乗じて得た額を記載する。

(ヨ)「⑬ 確定保険料合計額」欄には、⑨欄の額と⑫欄の額を加えた額を、④欄の「常時使用労働者」の数に基づき、規模区分別(15人以下、16人以上)の該当欄に記載する(雇用保険のみ成立している場合は、⑤欄の「被保険者」の数に基づき記載する。)

なお、小計欄には、規模区分別の件数、金額の合計を記載し、計欄には、規模区分別の金額の合計を記載する。

(タ)「⑭ 賃金総額」欄には、⑦の(一)の同額を記入する。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはならない。

(フ)「⑩ 賃金総額」欄には、「賃金等の報告」の⑪欄の④の額を「前期」欄に、⑥の額を「後期」欄に記載する。

(ワ)「⑪ 雇用保険率」欄には、前期及び後期に適用される雇用保険率をそれぞれ記載する。

(カ)「⑫ 一般保険料」の上段の欄には、⑩の「前期」欄の額に⑪の「前期」欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てない)を、「⑫ 一般保険料」の中段の欄には、⑩の「後期」欄の額に⑪の「後期」欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てない)をそれぞれ記載し、「⑫ 一般保険料」の下段(計)の欄には、「⑫ 一般保険料」の上段の額と中段の額とを合算した額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記載する。

(ヨ)「⑬ 確定保険料合計額」欄には、⑨の「(一)計」欄の額と「(特)計」欄の額と⑫の下段(計)の欄の額を加えた額を、④欄の「常時使用労働者」の数に基づき、規模区分別(15人以下、16人以上)の該当欄に記載する(雇用保険のみ成立している場合は、⑤欄の「被保険者」の数に基づき記載する。)

なお、小計欄には、規模区分別の件数、金額の合計を記載し、計欄には、規模区分別の金額の合計を記載する。

(タ)「⑭ 賃金総額」欄には、「賃金等の報告」の⑪の④の額を記載する。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはならない。

労働保険事務組合事務処理手引

令和 6 年 4 月

労働基準局労働保険徴収課

労働保険事務組合事務処理手引 目次

第1編 事務処理

第1章 事務組合の認可等に係る事務処理

- 1 事務組合の認可申請 2
- 2 認可申請がなされたときの事務処理 4
- 3 認可決定後の事務処理 8
- 4 労働保険番号（基幹番号）の追加付与 17
- 5 事務組合認可申請書及び添付書類の記載事項等を変更するとき 18
- 6 事務組合業務の廃止 20
- 7 認可を取り消すとき 22

第2章 労働保険事務の委託に係る事務処理

- 1 労働保険事務の処理を委託されたとき 24
- 2 委託事業場の名称等が変更されたとき 27
- 3 労働保険事務の処理の委託を解除したとき 28
- 4 一括有期事業及び有期事業に係る労働保険事務の処理を委託したとき 29
- 5 雇用保険の被保険者に関する諸手続 29
- 6 被保険者が離職したときの諸手続 29

第3章 事務組合設立時の保険料申告書作成等に係る事務処理

- 1 保険料申告書の作成単位 31
- 2 保険料申告書の作成手順 31
- 3 審査及び事務処理 31
- 4 保険料申告に伴う書類の作成 31

第4章 概算保険料申告書提出後の委託事業の増減に伴う事務処理

- 1 新規委託のとき 39
- 2 委託解除のとき 40

第5章 年度更新時の申告書作成等に係る事務処理

- 1 年度更新時の申告書の作成単位等 41
- 2 年度更新時の申告書に伴う書類の作成 41
- 3 概算保険料の延納 57
- 4 委託事業主からの保険料の徴収 58
- 5 申告及び納期限 58
- 6 保険料の滞納に対する事務処理 60
- 7 労働保険料等徴収及び納付簿の記載 60

第6章 口座振替に係る事務処理 62

第7章 報奨金に係る事務処理 62

第8章 個人情報保護 62

第9章 その他指導事項等

- 1 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算が議決されたとき 62
- 2 経理会計事務指導 63
- 3 労働保険料算定基礎調査関係事務 63
- 4 事務組合の不正事故の防止について 63

第10章	労働保険事務組合が備えるべき帳簿等	
1	労働保険事務処理委託事業主名簿	64
2	労働保険料等徴収及び納付簿	66
3	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿	68
4	帳簿等の保存期間	69
第2編	事務組合の基本知識	
	労働保険事務組合制度の趣旨等	
1	労働保険事務組合の定義	71
2	認可等の権限の委任	72
3	労働保険事務の処理の委託	72
4	労働保険事務組合に対する通知等	73
5	労働保険事務組合の責任	74
6	労働保険事務組合に関する管轄の特例	75

第 1 編 事務処理

第1編 事務処理

第1章 事務組合の認可等に係る事務処理

1 事務組合の認可申請

(1) 事務組合認可申請書の提出

事業協同組合や協同組合連合会などの事業主の団体又はその連合団体（以下「団体等」という。）が労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の認可を受けようとするときは、「労働保険事務組合認可申請書」（様式第14号、以下「事務組合認可申請書」という。）を3部作成し、次に掲げる区分にしたがって提出しなければならない（則第63条第1項）。

なお、事務組合の認可を受けた団体等について組織変更があり、従来法人格のない団体であったものが、従来と異なる法人格のない団体若しくは法人となった場合又は従来法人であったものが法人格のない団体若しくは従来と異なる法人となった場合であって、その後も引き続いて事務組合として業務を行おうとするときにも、改めて「事務組合認可申請書」を提出する。

イ 下記ロ以外の団体等（以下「安定所所掌団体等」という。）については、当該団体等の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）を経由して都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）

ロ 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業又は労災保険の特別加入に係る一人親方等の団体（以下「労災二元適用事業等」という。）のみから事務処理の委託を受ける団体等（以下「監督署所掌団体等」という。）については、当該団体等の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）を経由して労働局長

なお、事務組合の認可を受けた団体等について組織変更があり、従来法人格のない団体であったものが、従来と異なる法人格のない団体若しくは法人となった場合又は従来法人であったものが法人格のない団体若しくは従来と異なる法人となった場合であって、その後も引き続いて事務組合として業務を行おうとするときにも、改めて「事務組合認可申請書」を提出する。

(2) 事務組合認可申請書の添付書類について

「事務組合認可申請書」には、次の書類を添付しなければならない（則第63条第2項）。

イ 定款、規約等団体又は連合団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類（団体が法人であるときは、登記簿の謄本を含む（登記情報連携システムにより登記情報を閲覧するため添付不要）。）

ロ 労働保険事務組合事務処理規約（以下「事務処理規約」という。）等、労働保険事務の処理の方法を明らかにする書類

ハ 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等、団体等の資産の状況を明らかにする書類（団体等が法人でないときは、団体等で中心的役割を果たしている者の財産の保有状況を示す書類及び役員全員による誓約書を含む。）

- ニ 当該事業年度の事業計画及び収支予算並びに過去2年間の事業報告及び収支決算等、団体等の運営の状況を明らかにする書類
- ホ 団体等の構成員名簿、委託予定事業主名簿（員外者も含む）及び事業主の委託承諾書
- へ 団体等の役員及び事務を総括する者の経歴書
- ト その他認可に当たって、認可権者が必要と認める書類

<労働保険事務組合認可申請書>

様式第14号（第63条関係）（表画）

労働保険等
労働保険事務組合認可申請書

下記のとおり労働保険事務組合の認可を申請します。

労働局長 殿

年 月 日

① (フリガナ) 主たる事務所の所在地						郵便番号				
② (フリガナ) 団体の名称						電話番号	()-()番			
③ (フリガナ) 団体の代表者氏名										
④ 処理しようとする労働保険関係等の事業の内容										
⑤ 団体構成員の事業場の所在する区域										
⑥ 団体の設立年月日	年 月 日		⑦ 事業の開始(予定)年月日	年 月 日						
⑧ 団体を構成する事業主の数	人	⑨ 労働保険関係等の事務を委託する事業主の見込数	人	⑩ そのうち団体を構成する事業主以外の事業主の見込数	人	⑪ 事務職員数	人			
⑫ 労働保険関係等の事務を委託する見込みの事業主の内訳	基幹番号未記区分			主たる事業の種類		委託する事業主の見込数				
	適用区分									
	(1) 一元適用事業			0	(1)	人				
	(2) 二元適用事業の雇用保険分			2	(2)	人				
	⑬ 二元適用事業の労災保険分	林業			4		人			
		建設の事業			5		人			
林業及び建設の事業以外の事業			6	(7)	人					
(2) 一人親方等の特別加入団体			8		人					

社会保険労務士 記名 印鑑	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号

(用紙の大きさは、A4とすること。)

2 認可申請がなされたときの事務処理

事務組合の認可に関する事務は、都道府県労働局（以下「労働局」という。）労働保険徴収主務課（室）及び適用・事務組合課において行う。

（1）認可に係る審査

- イ 「事務組合認可申請書」を受理した公共職業安定所（以下「安定所」という。）又は労働基準監督署（以下「監督署」という。）において、事務組合の認可を受けようとする事業主の団体等が管轄区域内に主たる事務所を有するか、添付書類が完備されているか、下記（2）の認可基準に照らし認可申請の要件が具備されているかについて確認し、実態調査を行い、意見書を作成する。
- ロ 「事務組合認可申請書」及び意見書を「労働保険適用・徴収関係書類送付書」により労働局へ進達する。
- ハ 労働局において、その団体等が下記（2）の認可基準に該当し、かつ、事務組合としての健全な運営をすることができるかについて、安定所長又は監督署長の意見書及び添付書類を基礎にして審査を行うとともに、必要に応じて実態調査を行い、速やかに認可の可否を決定する。

（2）認可基準

労働局長は、次のすべての基準を満たす団体等に対して事務組合の認可を行うことができる。

（団体の性格）

- イ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「法」という。）第33条に規定する団体等であって、次の要件を満たすものであること。
 - （イ）団体等が法人であるか否かは問わないが、法人でない団体等にあつては、代表者の定めがあることのほか、団体等の事業内容、構成員の範囲、その他団体等の組織、運営方法（総会、執行機関、財産の管理運営方法等）等が定款、規約等その団体等の基本となる規則（以下「定款等」という。）において明確に定められ、団体性が明確であること。
 - （ロ）既存の事務組合の分割により、委託事業主の一部について、受託業務を包括的に承継する形で新たに設立された団体については、分割前の事務組合と新たに設立された団体との間に場所、規模、経理、人事組織系統等の観点からみて、経営組織としての独立性が認められること。
 - （ハ）労働保険事務の委託を予定している事業主が30以上であること（委託予定事業主の委託依頼書の提出を求めること）。
- ロ 定款等において、団体等の構成員又は間接構成員である事業主（員外者たる事業主も含む。）の委託を受けて労働保険事務の処理を行うことができる旨を定めていること。
 - （イ）定款等が行政庁の認可により効力が生ずるものであるときは、その認可を受けており、また、事業登録を要するものであるときは、登記済のものであること。
 - （ロ）次に掲げる団体等については、その事業内容として定款等においてそれぞれ次に掲げるような内容の定めがあるときは、事務組合として